

札幌市旅館業法施行細則（昭和 47 年規則第 70 号）（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 2 条 <u>法第 3 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、旅館業許可申請書（様式 1）に、次の事項を記載した書類を添え保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 周囲 300 メートル以内の見取図（その地域に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 28 条第 1 項及び同項の規定に基づき風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 30 年北海道条例第 77 号）で規定する施設がある場合には、これらを記入）及び配置図</p> <p>(2) 設計概要書（客室及び主要部分の構造概要を記載）</p> <p>(3) 各階平面図（客室、出入口、窓、浴場、便所の数及び位置、各柱間の長さ等を明示し、玄関帳場又は玄関帳場等を有しない場合にあつては、札幌市旅館業法施行条例（平成 15 年条例第 12 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号又は第 4 条第 2 項第 2 号に規定する事項を表示する場所を明示すること。）</p> <p>(4) 立面図（4 面以上で建築物、門及び塀の形態、意匠並びに色彩を明示）</p> <p>(5) 玄関帳場又は玄関帳場等の詳細図（玄関帳場を有する構造を持つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設に限る。）（床面積、受付窓口及び受付カウンターの大きさ等を明示）</p> <p>(6) <u>旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）</u>第 4 条の 3 各号に規定する設備の配置図（玄関帳場を有しない構造を持</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 （現行のとおり）</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 2 条 <u>旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）</u>第 1 条の申請書は、<u>旅館業許可申請書（様式 1）とする。</u></p> <p>2 <u>法第 3 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、前項の申請書に次の事項を記載した書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) （現行のとおり）</p> <p>(6) <u>省令第 4 条の 3 各号に規定する設備の配置図（玄関帳場を有しない構造を持つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易</u></p>

現 行	改正案
<p>つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易宿所営業の施設に限る。)</p> <p>(7) 営業施設の敷地内の屋外広告物の詳細図(設置箇所、形態、意匠及び色彩を明示)</p> <p>(8) 給排水、暖房、換気、採光、照明及び防湿の設備の構造並びに仕様の概要</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保健所長が必要と認めるときは前項に規定する書類以外のものの提出を求め、又は前項に規定する書類の提出を省略することができる。</p> <p>3 保健所長は、第1項の申請に係る営業を許可したときは、旅館業許可書(様式2)を、不許可としたときは、旅館業不許可通知書(様式3)をそれぞれ交付する。</p> <p>(営業承継の承認申請)</p> <p>第3条 法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により承認を受けようとする者は、旅館業承継承認申請書(様式4)を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 省令第3条第2項第2号に規定する同意書は、旅館業営業者相続同意証明書(様式5)とする。</p> <p>3 保健所長は、第1項の申請を承認したときは旅館業承継承認書(様式6)を、不承認としたときは旅館業承継不承認通知書(様式7)をそれぞれ交付する。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第4条 省令第4条の規定による変更、停止又は廃止の届出は、旅館業許可申請書記載事項変更届(様式8)、旅館業停止届(様式9)又は旅館業廃止届(様式10)を保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により営業の停止に係る届出を行った者は、その営業を再開す</p>	<p>宿所営業の施設に限る。)</p> <p>(7)・(8) (現行のとおり)</p> <p><u>3</u>・<u>4</u> (現行のとおり)</p> <p>(営業承継の承認申請)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第4条 (現行のとおり)</p>

現 行	改正案
<p>るときは、あらかじめ旅館業再開届（様式 11）を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>3 保健所長は、前 2 項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。</p> <p>（水質基準）</p> <p>第 5 条 条例第 10 条第 1 項第 2 号エの規則で定める水質基準は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、第 1 号アからエまで並びに第 2 号ア及びイの基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 原水、原湯、<u>上り湯及び上り水</u></p> <p>ア 色度 5 度以下</p> <p>イ 濁度 2 度以下</p> <p>ウ 水素イオン濃度 <u>PH 値 5.8 から 8.6 まで</u></p> <p>エ 過マンガン酸カリウム消費量 1 リットル中 10 ミリグラム以下</p> <p>オ 大腸菌群 50 ミリリットル中不検出</p> <p>カ レジオネラ属菌 100 ミリリットル中 <u>10 C F U 未満</u></p> <p>(2) 浴槽水</p> <p>ア 濁度 5 度以下</p> <p>イ 過マンガン酸カリウム消費量 1 リットル中 2.5 ミリグラム以下</p> <p>ウ 大腸菌群 1 ミリリットル中 1 個以下</p> <p>エ レジオネラ属菌 100 ミリリットル中 <u>10 C F U 未満</u></p>	<p>（水質基準）</p> <p>第 5 条 条例第 10 条第 1 項第 2 号オの規則で定める水質基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、第 1 号アからエまで並びに第 2 号ア及びイの基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) <u>原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>色度が 5 度以下であること。</u></p> <p>イ <u>濁度が 2 度以下であること。</u></p> <p>ウ <u>水素イオン濃度指数が 5.8 以上 8.6 以下であること。</u></p> <p>エ <u>全有機炭素の量が 1 リットル中 3 ミリグラム以下（当該基準によることが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量が 1 リットル中 10 ミリグラム以下）であること。</u></p> <p>オ <u>大腸菌が検出されないこと。</u></p> <p>カ <u>レジオネラ属菌の 100 ミリリットルの検水で形成される集落数が 10 未満であること。</u></p> <p>(2) <u>浴槽水にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>濁度が 5 度以下であること。</u></p> <p>イ <u>全有機炭素の量が 1 リットル中 8 ミリグラム以下（当該基準によることが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量が 1 リットル中 25 ミリグラム以下）であること。</u></p> <p>ウ <u>大腸菌群が 1 ミリリットル中 1 個以下であること。</u></p> <p>エ <u>レジオネラ属菌の 100 ミリリットルの検水で形成される集落数が 10 未満であること。</u></p>

現 行	改正案
<p data-bbox="174 220 264 252"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="174 655 338 687">(宿泊者名簿)</p> <p data-bbox="125 703 1108 831"><u>第6条</u> 省令第4条の2第3項第2号の規定による宿泊者名簿に記載すべき事項は、宿泊者の年齢、宿泊日時、前宿泊地、出発日時及び宿泊後の行先とする。</p> <p data-bbox="174 895 264 927">(委任)</p> <p data-bbox="125 943 1008 975"><u>第7条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。</p>	<p data-bbox="1176 220 1384 252"><u>(浴槽水の消毒)</u></p> <p data-bbox="1133 268 2116 400"><u>第6条</u> 条例第10条第1項第2号カの規則で定める浴槽水の消毒については、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。ただし、これにより難しい場合には、これと同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。</p> <p data-bbox="1167 416 2105 496">(1) <u>浴槽水中の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム以上1ミリグラム以下に保つこと。</u></p> <p data-bbox="1167 512 2116 592">(2) <u>浴槽水中のモノクロラミン濃度を1リットル中3ミリグラム以上に保つこと。</u></p> <p data-bbox="1176 655 1346 687">(宿泊者名簿)</p> <p data-bbox="1133 703 1456 735"><u>第7条</u> (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1176 895 1265 927">(委任)</p> <p data-bbox="1133 943 1456 975"><u>第8条</u> (現行のとおり)</p>